

第 11 回教育委員会

平成 30 年 5 月 15 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第53号 平成31年度校長公募について

平成 31 年度校長公募について

選考の概要

応募資格

- ・ 応募資格 A（民間企業その他組織の管理職経験者）
満 35 歳以上、民間企業等で管理職経験あり、採用予定者研修に参加可
※平成 30 年度末で任期が満了する大阪市立学校任期付校長は受験可
- ・ 応募資格 B（本市教職員）
満 59 歳以下、副校長・教頭・指導主事等の経験年数 1 年以上

募集校種・募集予定人数

校種	募集予定人数
小・中学校共通（応募資格 A・B 合計）	50 人程度
高等学校（応募資格 A・B 合計）	若干名
幼稚園（応募資格 B 合計）	若干名

選考方法

- 第 1 次選考
 - ・ 書類選考、論述試験（試験日は 7 月 14 日）
- 第 2 次選考
 - ・ 集団討論（試験日は 8 月下旬～9 月上旬を予定）
- 第 3 次選考
 - ・ 個人面接（試験日は 10 月上旬を予定）
 - ・ 選考結果は 11 月中に通知予定

受付期間

平成 30 年 5 月 23 日（水）～6 月 22 日（金）

平成 31 年度 大阪市立学校長・幼稚園長採用選考募集要項

大阪市教育委員会

大阪市教育委員会は、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例並びに大阪市教育振興基本計画に示された教育改革の方向性に沿って、学校長・幼稚園長として学校を運営できる人材を広く求めるため、採用選考を実施します。

1 求める人物像

- (1) 大阪市教育振興基本計画における2つの「最重要目標」である「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」及び「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」の主旨を理解し、これらの達成に向け本市が推進する教育施策を実現できる人
- (2) 常に子どもの目線に立ち、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力をはぐくむなど、子どもたちの最善の利益を実現することができる人
- (3) 子ども、保護者及び地域住民からの信頼のもと、保護者及び地域住民との連携及び協力を図ることができる人。さらに、学校や地域の実情に応じた特色ある教育実践を創造し、子どもたちの活気にあふれる学校づくりのできる人
- (4) 教職員との信頼を基盤として、リーダーシップを発揮して管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制を構築することができる人。また、教職員の能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援し、教職員の力を結束して安定した学校運営を行うことができる人
- (5) 教育的識見、高い倫理観や柔軟な発想、企画力を有し、常に向上心をもって教育者として研究と修養に努めることができる人

2 応募資格

次の応募資格A又はBのいずれかに該当する人

(1) 応募資格A（民間企業その他組織の管理職経験者）

次の各号に掲げる項目の全てを満たす人

- ① 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと（6ページの資料をご参照ください。）
- ② 平成31年4月1日時点で、年齢が満35歳以上であること
- ③ 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する人又はそれと同等以上の経験を有すること
- ④ 申込時点で、本市の職員（教員を含む。※）でないこと
- ⑤ 研修予定期間の平成31年1月1日から同年3月31日までの間（閉庁日を除く。）、午前9時から午後5時30分まで勤務が可能なこと

※ただし、平成30年度末で大阪市立学校任期付校長の任期が満了する方は受験可能です。

(2) 応募資格B（本市教職員）

(ア) 学校長

次の各号に掲げる項目の全てに該当する人

- ① 現に大阪市立学校の副校長又は教頭若しくは大阪市教育委員会事務局の指導主事、総括指導主事、次席指導主事又は管理主事として勤務しており、その経験年数が申込時点で通算して1年以上あること

ただし、人事交流等により現に大学その他の機関へ派遣されている人は、派遣前に上記の経験年数を満たしていた場合には、本号に該当するものとみなす

- ② 平成 31 年 4 月 1 日時点で、満 59 歳以下（生年月日が昭和 34 年 4 月 2 日以降）であること
- ③ 日本国籍を有すること

(イ) 幼稚園長

次の各号に掲げる項目の全てに該当する人

- ① 現に大阪市立幼稚園の主任として勤務しており、その経験年数が申込時点で通算して5年以上あること
- ② 平成 31 年 4 月 1 日時点で、満 59 歳以下（生年月日が昭和 34 年 4 月 2 日以降）であること
- ③ 日本国籍を有すること

3 採用期間

(1) 応募資格 A

- ・ 一般職の任期付職員の大阪市立学校長として採用します。
- ・ 学校長としての任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとします。
なお、平成 31 年 1 月 1 日付けで大阪市教育委員会の非常勤職員として採用し、採用前研修に参加していただく予定です。（予定期間：平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）
※任期は 1 年ごとに更新することとし、勤務実績に問題がなければ、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間を基本とします。
※大阪市教育委員会が特に必要と認める場合は、3 年間を超えて任期を更新することがあり、最長 5 年間とします。
※勤務実績の不良や適格性が欠如していると認められる場合は、任期の途中であっても他の職へ人事異動や分限処分（降任・免職）を行うことがあります。
※任期を通じて勤務成績が特に優秀と認められる場合は、任期終了後に選考を経て、大阪市教育委員会事務局の管理職へ中途採用する可能性があります。
※学校長として採用された後は、営利企業への従事は認められませんので、採用日より前に退職、役員退任等を完了する必要があります。

(2) 応募資格 B

- ・ 任期を付さない職員の大阪市立学校長又は幼稚園長として採用します。

4 募集校種及び募集予定人数

小・中学校共通：50 名程度（応募資格 A・B 合計）

高等学校：若干名（応募資格 A・B 合計）

幼稚園：若干名（応募資格 B のみ）

※ 配置校は、大阪市教育委員会で決定します。

※ 応募資格 A の人は、小・中学校共通と高等学校のいずれかの区分を選んで応募してください。両方の区分を併願することはできません。なお、小・中学校共通を希望する場合は、小学校・中学校のどちらをより強く希望するか順位を付けてください。

校種の選択に当たっては、7 ページの小・中学校長の「現職校長からのメッセージ」も参考に、校種ごとの特性や校長に求められる職責を十分に理解した上で行ってください。

5 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考及び論述試験）

論述試験実施日：7月14日（土）

- ・ 実施時間及び場所は、申込者へ受験票を送付することにより通知します。
- ・ 応募資格Aの人は、書類選考と論述試験の結果で合否を決定します。
- ・ 応募資格Bの人は、書類選考と論述試験の結果に加え、平素の勤務状況も考慮して合否を決定します。
- ・ 第1次選考の結果は、平成30年8月上旬頃に受験者全員に通知します。

(2) 第2次選考（集団討論）

- ・ 平成30年8月下旬から9月上旬頃までに実施する予定です。
- ・ 集合時間及び場所は、第1次選考合格者に通知します。
- ・ 第2次選考の結果は、平成30年9月中旬頃に受験者全員に通知する予定です。

(3) 第3次選考（個人面接）

- ・ 平成30年10月上旬頃に実施する予定です。
- ・ 集合時間及び場所は、第2次選考合格者に通知します。
- ・ 第3次選考の結果は、平成30年11月中に受験者全員に通知する予定です。

※ 応募資格Bの申込者のうち、大阪府教育委員会事務局の指導主事、総括指導主事、次席指導主事、又は管理主事として勤務している人は、第1次選考及び第2次選考を免除します。

※ 応募資格Bの第3次選考合格者は、名簿に3年間登載され、その間は全ての試験が免除されません。

6 受付期間

平成30年5月23日（水）から平成30年6月22日（金）まで

7 応募方法等

(1) 応募資格A

(ア) 応募に必要な書類

- ① 受験申込書（1）～（4）
- ② 返信用封筒1通

※ 定型封筒（長形3号：120mm×235mm）に82円切手を貼り、住所・氏名を明記してください。

※ 第1次選考試験日程の通知に使用しますので、必ず用意してください。

(イ) 応募方法

上記①、②を角型2号封筒（A4版用、240mm×332mm）に入れ、表に「大阪市立学校長採用選考申込」と朱書の上、簡易書留で下記応募先へ郵送してください。

（平成30年6月22日（金）消印有効）

(ウ) 応募先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪府教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

(エ) 注意事項

- ①簡易書留によらない郵便での事故等は、一切考慮しません。
- ②提出された書類は、返却しません。
※提出書類等に記入された情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用することはありません。
- ③応募に必要な書類が不足している場合や、返信用封筒に 82 円切手が貼付されていない場合には、応募が無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 応募資格B

応募手続は、全て所属校園長を通じて行ってください。

(ア) 応募に必要な書類

受験申込書 (1) (2) (4)

(イ) 応募方法

上記受験申込書を封筒に入れ、表に「学校長 (又は幼稚園長) 採用選考書類在中」と朱書の上、所属校園長を通じて、下記応募先へ逡送により提出してください。

(平成 30 年 6 月 22 日 (金) 必着)

(ウ) 応募先

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

8 実施要項、受験申込書等の入手方法

(1) ホームページからダウンロードする場合

大阪市教育委員会事務局ホームページからダウンロードすることができます。

URL (<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>)

(2) 配布場所で直接受け取る場合

応募先 (大阪市教育委員会事務局教職員人事担当) で入手することができます。

9 給与等

給料及び諸手当等は、大阪市の「職員の給与に関する条例」その他の関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年額の見込みは、1年間勤務した場合に、平成 30 年 5 月現在の試算で、

- ・ 小学校・中学校：満 45 歳で約 920 万円、満 55 歳で約 950 万円
- ・ 高等学校：満 45 歳で約 980 万円、満 55 歳で約 1,000 万円

となります。上記金額に扶養手当、住居手当、通勤手当等は含みません。給料は、経歴等により異なります。

なお、上記金額は、あくまでも平成 30 年 5 月現在の試算であり、大阪市人事委員会勧告等を踏まえ給与改定が実施された場合には、変動することがあります。

※ 応募資格 A の第 3 次選考合格者が採用前研修に参加した期間は、大阪市教育委員会の非常勤職員の報酬を支給する予定です。なお、通勤に要する費用は、実費相当額を別途支給する予定です。

10 その他

- (1) 電話等による可否のお問い合わせには、お答えできません。
- (2) 応募資格Aの第3次選考合格者は、採用時に略歴等を公表することがあります。
- (3) 応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 学校長として採用された後は、大阪市職員基本条例の規定により、原則として営利企業等その他の団体役員の地位と兼務することができません。
- (5) 公債権の滞納については、懲戒処分の対象となります。
- (6) 第3次選考合格者には、学校長及び幼稚園長の職務遂行に支障が生じる事由が公私を問わずに発生した場合に、大阪市教育委員会の求めに応じ積極的に誠意をもって調査に協力することを誓約していただきます。

問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06 (6208) 9123

【資料】

◎「**大阪市教育行政基本条例**」

URL→<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000171994.html>

◎「**大阪市立学校活性化条例**」

URL→<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000180264.html>

◎「**大阪市教育振興基本計画**」

URL→<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000392545.html>

【参考1】

○**地方公務員法第16条(欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○**学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考2】

○**大阪市職員基本条例第28条(懲戒の基準)**

任命権者は、別表非違行為の類型欄に掲げる非違行為（職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当することとなる行為をいう。以下同じ。）の類型に応じ、同表懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうちから、職員が行った非違行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該非違行為の前後における当該職員の態度等を総合的に考慮して、1の種類の懲戒処分（懲戒処分の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。

【別表(抜粋)】

- 31 任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること
- 44 公的な債権を滞納し、履行の督促にもかかわらず支払わないこと

現職校長からのメッセージ（平成 29 年度就任）

小 学 校

坂本校長先生（焼野小学校：外部人材）

校長になって良かったと思う理由は二つあります。一つめは大阪の未来、日本の未来を創る「人材を育成する」という、これほどやりがい満ちた仕事は他にないということです。毎日成長していく子どもたちを見ていて、確かな手ごたえとして実感することができます。二つめは、最高に健康的な生活ができるということです。毎朝8時に正門に立ち、登校してくる子どもたちに何百回と「おはようございます！」と笑顔であいさつを交わします。校内では一日に何十回も階段を上り下りします。また、栄養バランスに満ちた給食を毎日食べています。そして何より子どもたちから元気をもらえます。校長になって初めて、人間らしさを取り戻すことができました。

民間出身の校長には、これまでの学校文化とは違う視点で、組織を活性化することが求められています。これまでの多様な経験を背景に自分の強みを活かし、新しい価値創造ができる醍醐味は、人生最高のキャリアとなります。教育への高い志を持ち、共に大阪の未来、日本の未来を創っていきましょう。

中 学 校

塩見校長先生（大宮中学校：内部人材）

トランスナショナル、AI、貧困の連鎖、少子高齢化・・・経験したことのないような社会の変化の速さと激しさが学校を揺るがしています。でも、32年強、子どもたちに寄り添っての実感は、「子どもは本質的に変わっていない（＝素直で無限の可能性がある）」「学校って、捨てたもんじやない（＝もっと面白い場所になる）」です。

教諭・教頭のときはチームワークを最も大切にして仕事をしてきましたが、この1年で、「校長がやるべきこと・校長にしかできないこと」を強く意識するようになりました。カーペット張りの第2図書室を少し強引に立ち上げましたが、今では図書館補助員や地域の方の協力を得て、教職員のアイデアで日々進化を重ねています。学校が“希望を育む場”“レジリエンスを育てる場”であるために、多様な居場所づくりを大切にして日々奮闘しています。校長としてともに頑張りましょう。

受験申込書（1）

受験番号	※
------	---

（※欄は記入しないでください）

〔ふりがな〕	〔性別〕	〔生年月日・年齢〕	写 真 欄 (縦 5 cm×横 4 cm)
〔氏 名〕		昭和 年 月 日生 平成 31 年 4 月 1 日現在 年齢 歳	
〔現住所〕 〒 ・電話 () - (携帯電話)			
〔上記以外の連絡先〕 〒 ・電話 () -			
〔勤務先名等〕 ・勤務先 ・役職名 ・所在地 〒 ・電話 () -			
〔学 歴〕 高等学校以上について記入してください			
期間	学校・学部・学科名等	卒業・修了・中退の別	
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月			
〔教育実績〕 応募資格 B の方及び応募資格 A の方のうち教員経験のある方は記載してください。			
専門科目	専門科目	専門教科以外の教育活動	
研 究 歴	年 月 日	内 容	

※ **応募資格 A の方は**、希望する校種のいずれか一方に○をしてください。なお、小・中学校共通を希望する場合は、希望順位の数字を記入してください。

校種区分	小・中学校共通		高等学校
希望順位	小学校	中学校	

受験申込書（４）＜職務経歴書＞

〔ふりがな〕
〔氏 名〕

受験番号	※
------	---

（※欄は記入しないでください）

・過去の経歴から順に時系列で記載してください。

〔学校園での職務経歴の記載方法について〕

・④・⑤の記載は必要ありません。

・③に教諭・教頭等を記載し、⑥に校務分掌（例：教務主任）を記載して下さい。

・教頭への昇任については同一校であっても別途改行の上、現在までの期間が分かるように記載して下さい。

（ 枚のうち 枚目）

①期 間 〔平成〇年〇月から 平成〇年〇月まで〕	②会社・団体・学校名等	③役職名等	⑥主 な 職 務 内 容
	④従業員数・職員数	⑤部下の人数	
年 月から 年 月まで			
年 月から 年 月まで			
年 月から 年 月まで			
年 月から 年 月まで			
年 月から 年 月まで			
年 月から 年 月まで			

上記の内容に相違ありません。

最終合格決定後に上記経歴の確認が必要となった場合は、必要な経歴等の照会に同意し、調査に協力いたします。

年 月 日 氏名

④

（上記署名は「職務経歴書」が２ページ以上になる場合、最終ページにのみ記載してください。）

＜記入上の注意事項＞

- 1 黒インク又は黒ボールペンを用い、かい書でていねいに記入してください。ホームページからダウンロードした様式を利用する場合には、パソコン等による作成も可能です。
- 2 用紙が不足する場合は、適宜複写してください。

申込書記入要領

1 全体について

- ① ※欄を除くすべての欄に、正しく記入してください。記入事項がない場合にも、該当欄内に「なし」と記入してください。記入不足がある場合には、申込みを受け付けないことがあります。また、虚偽の記載がある場合には、採用される資格を失うことがあります。
- ② 黒のインクまたは黒ボールペンで記入してください。数字は算用数字、ふりがなはひらがなで記入してください。ホームページからダウンロードした様式を利用する場合には、パソコン等による作成も可とします。
- ③ 欄が不足する場合は、該当欄の下に「別紙に続く」と記して、該当欄の部分を別紙にコピーして作成したものを添付してください。

2 受験申込書（1）について

- ① [教育実績] は、応募資格Bの方は必ず記入して下さい。応募資格Aの方で、教員経歴がある方も記入してください。
- ② 校種欄は、応募資格Aの方のみ、希望する校種のいずれか一方に○をしてください。両方に○はできません。なお、小・中学校共通を希望する場合は、希望順位の数字を記入してください。

【例1】小・中学校共通を希望し、希望順位が中学校が1位、小学校が2位の場合

校種区分	小・中学校共通		高等学校
希望順位	小学校 2	中学校 1	

【例2】高等学校を希望する場合

校種区分	小・中学校共通		高等学校
希望順位	小学校	中学校	

- ③ 写真欄については、3ヶ月以内に撮影したもの（上半身、正面）を貼付してください。剥がれてしまった場合のため、写真の裏に氏名を記入してください。
- ④ 上記以外の連絡先欄は、長期出張先など現住所とは別に連絡先がある場合に記入してください。

3 受験申込書（2）について

- ① 免許・資格等欄は、免許や資格の他、語学検定や各種技能検定についても記入してください。取得見込みの資格等も併せて記入してください。
- ② 志望理由及び自己PR、これまでの職務遂行で取り組んだ改革等の実績欄は、志望動機と、これまでの経験・実績を含め、ご自身のアピールポイントを記入してください。本市指定の様式以外での作成も可とします。その際、用紙はA4版（日本工業規格）で、縦書き・横書きを問いません。また、パソコン等・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。

4 受験申込書（3）について

応募資格Aの方は必ず記入してください。記入内容は、子どもや教育に関わった経験であれば、経験の種類や関わり方の形態は問いません。

5 受験申込書（4）について

記入日現在までのすべての職歴（自営業を含む。短期のアルバイトは除く。）について、履歴順に記入してください。また、同一企業等の中で部課等が変わった場合や、役職名や勤務場所が変わった場合には、それぞれを別の欄に記入してください。